

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入り又は立木竹伐採の許可			
根拠法令及び条項	森林法 第49条第1項			
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第1号に該当） 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第1号に該当）			
	【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） (立入調査等)			
	第四十九条 森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。			
	2 市町村の長は、前項の許可の申請があつたときは、土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。			
	【その他の基準となる法令・通知等】			
	○森林法施行規則 (立入調査等に関する許可)			
	第八十三条 法第四十九条第一項又は第六項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（二通）を市町村長に提出しなければならない。			
	一 申請人の氏名又は名称及び住所 二 許可を受けようとする目的 三 立ち入るべき土地の所在、地番及び地目 四 立ち入るべき土地の所有者及び関係人の氏名又は名称及び住所（これらの事項を記載することができない場合には、その旨及びその理由） 五 立入りの時期及び期間 六 立木竹の伐採をするかどうか並びに伐採をする場合にあってはその箇所及び数量			
	審査基準 設定年月日	令和6年2月5日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
	標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日	
所管部署	環境経済部 農政課			
備考				

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。